

就学援助制度について

就学援助制度とは

就学援助制度とは、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度です。

支給する主な費目

学用品費、新入学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費などの一部

支給対象者

原則として市内に住所があり、安中市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のア～カのいずれかに該当する方（生活保護家庭に準ずる程度に困窮していること）。

ア：生活保護法に基づく保護の停止又は廃止になった方

イ：地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税・減免、又は固定資産税の減免措置を受けている方

ウ：国民年金法に基づく国民年金保険料の免除措置を受けている方

エ：国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方

オ：児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている方

カ：社会福祉法に基づく生活福祉資金の貸付を受けている方

※上記のア～カ以外の方でも、世帯全員の収入額が下表の基準以下で、お子様を学校へ就学させる費用にお困りの方はご相談ください。

世帯人数	家族構成（参考例：父と母は30歳代として算定）	収入基準額(目安)
2人	父または母、小学生	194万円程度
3人	父または母、小学生、未就学児	238万円程度
4人	父、母、小学生、未就学児	295万円程度
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	367万円程度

※ただし、収入基準額には児童扶養手当は含みません。

この基準表は、あくまで目安であり、家族の年齢構成やその他の条件により異なります。収入基準額は昨年の世帯全員の収入額で、給与収入や事業所得を含みます。

申請方法

2学期末に、在籍小中学校より次年度の申請関係書類が児童生徒を通して配布されます（小学校入学予定児童には、移行学級時に配布）。申請用紙に必要事項を記入し、証明書類を添えて1月末までに在籍校（未就学児は入学予定校）へ提出してください。教育委員会にて審査を行い、翌年度4月に結果をお知らせいたします。なお、転入学児童生徒は、随時申請を受け付けています。